

平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

独立行政法人農林漁業信用基金

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成19年度の経緯

当法人は、11階建ビルの一部を使用している団体なので、自ら省エネルギー改修事業や、電気の調達契約をすることはない。しかし、パソコン、コピー機等事務機器等及び事務用品の購入にあたっては、省エネルギー及び環境に配慮した商品の購入に努めた。また、ビル全体においては、入居者11法人で「省エネルギー推進協議会」を組織し、次のような省エネ対策が講じられている。

2. 環境配慮契約の締結状況

冷却水ポンプインバーター取り付け

駐車場給排気ファンモーター自動間歇運転設備

誘導灯の更新

蛍光灯安定器のインバーター化

3. その他の環境配慮契約に係る事項

(1) グリーン商品の購入

(2) 自動車購入については、次回購入の際には、環境配慮契約に努める。